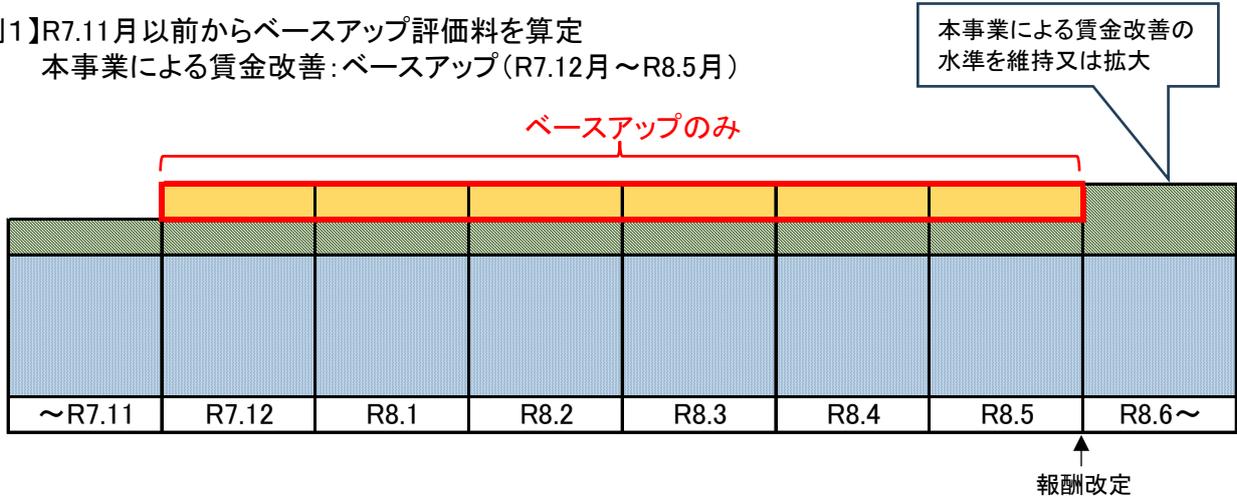


●賃上げ支援事業(診療所・訪問看護ステーション)による賃金改善のイメージ

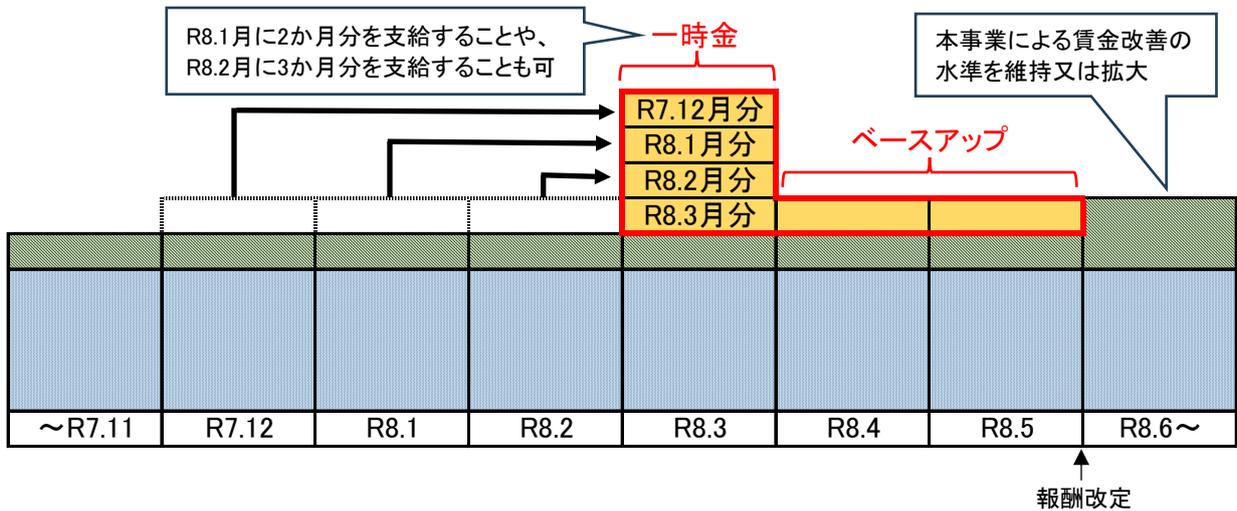
- 本事業による賃金改善部分
- ベースアップ評価料による賃金改善部分
- 本体部分

<対象となるケース>

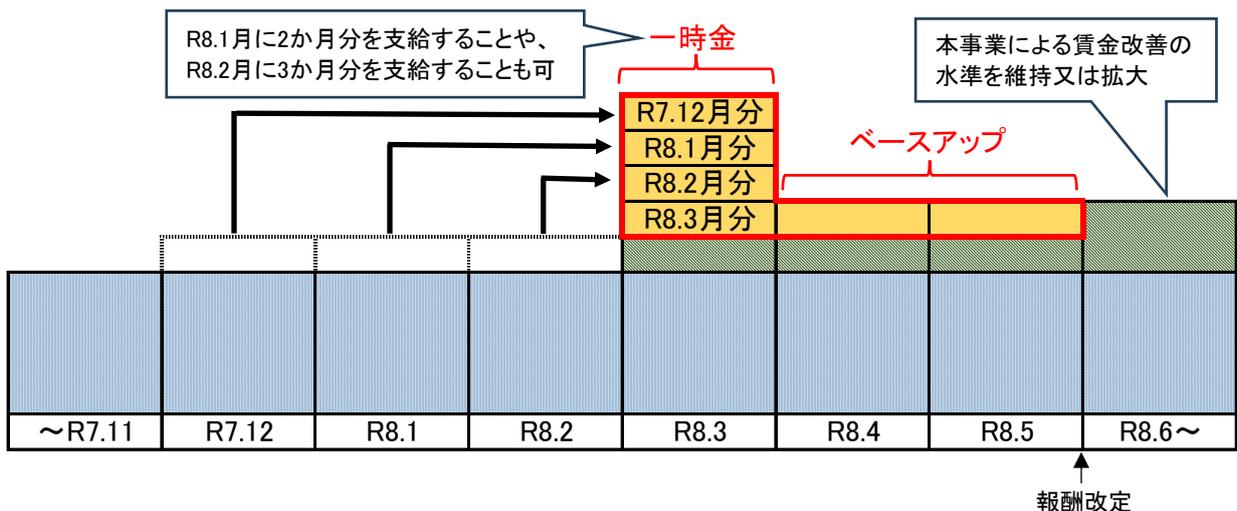
【例1】R7.11月以前からベースアップ評価料を算定
 本事業による賃金改善:ベースアップ(R7.12月~R8.5月)



【例2】R7.11月以前からベースアップ評価料を算定
 本事業による賃金改善:一時金(R7.12月分~R8.3月分)、ベースアップ(R8.4月~R8.5月)

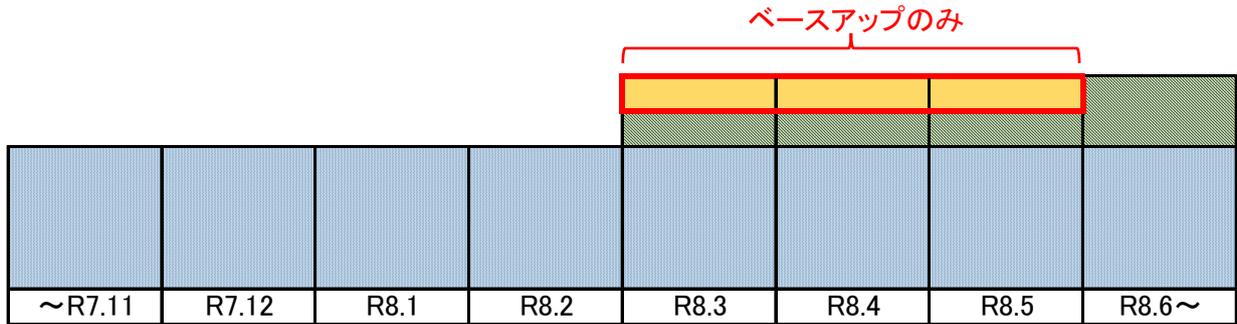


【例3】R8.3月からベースアップ評価料を算定
 本事業による賃金改善:一時金(R7.12月分~R8.3月分)、ベースアップ(R8.4月~R8.5月)



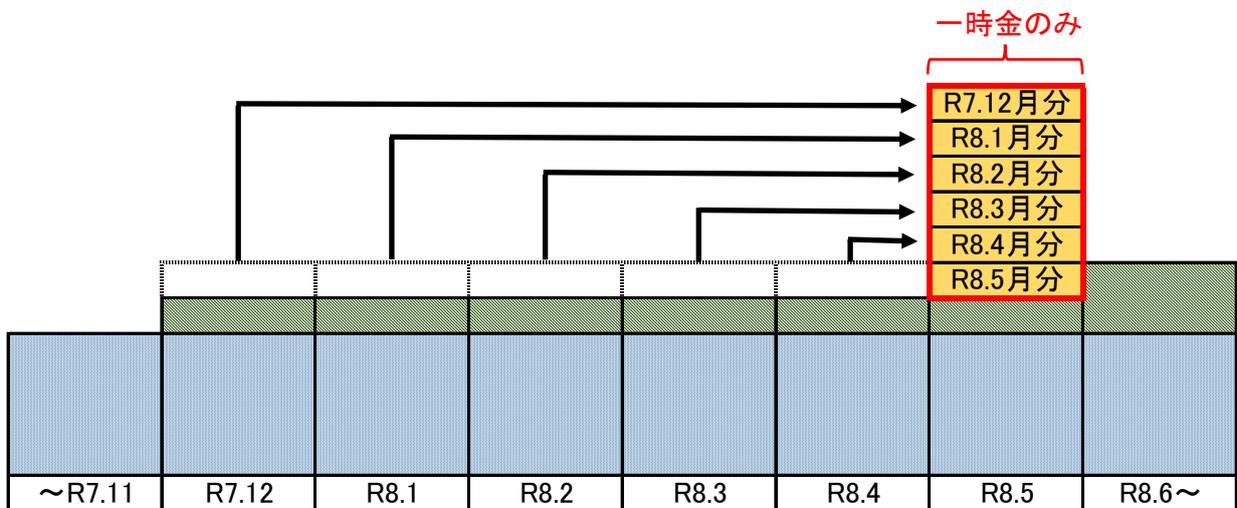
<対象とならないケース>

- 【例4】R8.3月からベースアップ評価料を算定
 本事業による賃金改善:ベースアップ(R8.3月～R8.5月)



※本事業による賃金改善がR8.3月～R8.5月の3か月分のみであり、R7.12月～R8.5月の6か月分の賃金改善が行われていないため対象外

- 【例5】R7.11月以前からベースアップ評価料を算定
 本事業による賃金改善:一時金(R7.12月分～R8.5月分)



※本事業による賃金改善として、一時金等で支給できるのはR7.12月～R8.3月の最大4か月分のみであり、R8.4月～R8.5月はベースアップを実施しなければならぬため対象外

<留意事項>

○本事業の対象となるベースアップには、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げのほか、これらに連動して引き上がる賞与分や時間外手当、法定福利費の事業主負担の増額分も含まれます。

○就業規則等で賃金や基本給等の引き上げ分の遡及分を翌月払いとしている場合は、翌月(令和8年1月～6月)に支払われるものを含めることも可能です。

○本事業による賃金改善として、「定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等を財源として行っている部分に充てることはできない。」とされているため、令和7年度に「生産性向上・職場環境整備等支援事業」を活用して賃金改善を行った部分と重複する部分に充当することはできません。(他の補助金等についても同様)